平成２３年（フ）第４５３号
新潟市中央区南万代町11番17号　朝日荘105、前住所新潟市中央区南万代町10番17号　見田ハイツＤ
破産者　渡部エミ子
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１号
兵庫県篠山市今田町上立杭１番地66
破産者　森本　浩嗣
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第２８６号
秋田市楢山本町７番11号
破産者　金野とも子
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１５号
秋田市旭北錦町２番39号　秋田アーバンハウスＡ－１、前住所秋田県由利本荘市岩城下蛇田字堂ノ前42番地
破産者　阿部恵美子
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１号
秋田県仙北市田沢湖生保内字街道ノ上86番地
破産者　齊藤香緒里
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第９４号
山形県鶴岡市一霞26番地
破産者　阿部　嘉通
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第２４７号
愛知県新城市字東沖野20番地10　県営弁天住宅２街区２棟302、開始決定時の住所福島県いわき市好間町下好間字向山39番地の37
破産者　関内　孝夫
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第５０号
茨城県高萩市大字下手綱1489番地の５
破産者　松本　洋一
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１５５号
千葉県山武市津辺378番地２　３号
破産者　常葉　博幸
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２３６３号
横浜市港北区日吉本町１丁目28番７号
破産者　石原　滋夫
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５６号
神奈川県伊勢原市岡崎6941番地の９
破産者　高橋　憲一
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９７号
長野県須坂市大字亀倉６番地117
破産者　竹内　和子
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４３号
愛知県西尾市伊藤５丁目６番地16　サンパティークＢ棟103号室
破産者　片岡由美子（旧姓村井）
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４７７号
福岡県久留米市白山町210―１　ほほえみの郷、住民票上の住所福岡県久留米市日吉町26番地30
破産者　上野　広子
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４９０号
埼玉県草加市新善町410番地　クレア草加104号、前住所埼玉県東松山市箭弓町２丁目12番19号　プログレス東松山403号
破産者　立石　和秀
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６０９号
埼玉県川口市大字東本郷1131番地の１　第二寿マンション205号
破産者　佐野　隆夫
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６５７号
埼玉県さいたま市見沼区大字新堤152番地18―203
破産者　小山　　徹
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８５８号
埼玉県さいたま市大宮区三橋３丁目139番地ハイツヨシミ201号
破産者　小泉　一夫
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係